

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月27日

秋田市長 沼谷 純

秋田市条例第37号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」を

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第9章の2 就労選択支援
第1節 基本方針（第160条の2）
第2節 人員に関する基準（第160条の3・第160条
第3節 設備に関する基準（第160条の5）
第4節 運営に関する基準（第160条の6—第160条
（第159条—第160条）

の4) に改める。

の9) 」

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「および第7章」を「、第8章、第9章および第10章」に改める。

第122条中「から第30条まで」を「、第29条、第30条第4項」に改める。
第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の7の2に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しな

なければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条(第2項第1号を除く。)、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条および第156条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第160条の9において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者

（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第170条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報の提供）

第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第184条中「および第146条」を「、第146条および第170条の2」に改める。

第189条および第193条中「第146条」の次に「、第170条の2」を加える。

第200条の2の8第2項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。